

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/10/31
最終更新日 2023/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和5年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人琉球大学
法人の長の氏名		学長 西田 睦
問い合わせ先		総合企画戦略部経営戦略課 098-895-8109 kshyouka@acs.u-ryukyu.ac.jp
URL		https://www.u-ryukyu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 令和5年度第2回経営協議会（令和5年9月14日開催）において、令和5年度における適合状況等について説明を行うとともに、委員からの意見聴取を行い、令和5年10月2日～13日開催の書面会議において対応等について説明を行った。 経営協議会の意見及び意見への対応については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会の意見】 （補充原則1－2②） IRそのものが大学法人の経営に関する意思決定を行う上で、事実に基づく見える化した手段であり、大事な機能だと認識している。そこで、戦略的研究プロジェクトのPIについて、どのようなデータを使って、どのような分析がされて意思決定をされたのか、また、中期将来ビジョンの定量的な指標がIRのデータと紐づいているのか、それとも琉球大学データカタログの中で指標の達成状況が可視化されているのか、ご説明いただきたい。</p> <p>【意見への対応】 IRの専門家は専任では1人だが、それ以外の部署でも分析は行われており、PI（研究プロジェクト主宰者）はURAが配置されている研究企画室で分析している。本学の特徴がある分野で傑出した研究者は誰かを分析し、その分野の研究を推進するとともに、従来の研究テーマを深化させている。 琉球大学データカタログは、どの部署がどういうデータを保有しているかという情報をまとめて整理し、学内向けに公表しているサイトとなっており、IRで扱っているデータはまだ充分ではないものの、ある程度大学の経営方針等に役立てることができつつある。 ビジョン計画の定量的な指標についても、年3回の進捗確認を行い、その結果を大学経営に生かしていくような制度となっている。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【経営協議会の意見】 (補充原則1-2②)</p> <p>IRは経営資源と教育研究の効果を最大限にするということが目的なので、本来は資金や人員を部局に配置して、どういう効果をもたらしているか、役員が把握するための手段である。教学マネジメントでも授業科目設定の効率化が求められており、各学科が設けている授業科目がどの人材育成目標と結びついているのか、それを踏まえた効果が分かるようなシステムを構築していただければと思う。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>授業科目数の適正化については、役員連絡会等において議論しており、適正な資源配分の方策とともに今後も検討を進めていく。</p>
		<p>【経営協議会の意見】 (補充原則1-2②)</p> <p>教学や財務の経営に関するIRデータに関して、大学の中で成形されていて、データベースが一元化されているのがこの琉球大学データカタログなのか。データを全学の中で共有できるようなシステムを、ぜひRX(DX(デジタルトランスフォーメーション))を通じて教育と学生支援・研究・医療・運営、そして働き方を大きく変革することを目指す取組)やDXの流れの中で作り上げていってほしい。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>琉球大学データカタログは、どの部署がどういうデータを保有しているかという情報をまとめて整理し、学内向けに公表しているサイトとなっており、データを全体的に一元化し使用できる状態とはなっていない。</p> <p>大学が保有する財務、教務、人事システム等も、それぞれが別々に構築されており、それらのデータを繋げるのは容易なことではないが、RXの中で可能などころから取組を始めたところである。</p>
		<p>【経営協議会の意見】 (補充原則1-2②)</p> <p>全国の大学でIRを導入しているが、意思決定に生かされていないのが全国的な課題になっている。日本政府はエビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making: EBPM)が大事であるということを強調しているが、エビデンスに基づいた政策立案、さらに最近では単に既存のデータを見える化して公表するだけでなく、因果関係の分析が求められており、一段高い分析能力が求められている段階になってきている。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>RXを推進する中で、職員のデータ処理に関するスキルの底上げも図ることとしており、その過程において、IR専門職の設置や事務職員からのIR専門職への登用等を行うことにより、本学のIR機能を強化することを検討している。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【経営協議会の意見】 (補充原則1-4②) (原則2-1-2) RXについて、現在どのような進捗状況にあるのか、また、大学の活動や業務が近い将来どのように画期的に変わっていくのか、ご説明いただきたい。</p> <p>【意見への対応】 RXについては、学長メッセージを発出する等、大きくビジョンを打ち出し、今年度からはRX担当副理事も任命し取り組んでいるところであり、すでに事務的な業務改善や病院関係で進んでいる事例が多く、ICTを導入して時間や労力が圧倒的に短縮・縮減できた事例が次々と出てきている。 その他、工学部学生参加による授業でのアプリ開発を通じた課題解決、教職員のベーシックスキルを高めるためのMicrosoft365研修、RX推進にあたり優れた取組へのRX学長賞等の表彰が行われた。 RX自体は本学の内部的な取組だが、数理データサイエンス事業を受託していることもあり教育資源を強化しているので、今後はこれらを地域に還元し、本学も地域とともに成長していければと考えている。</p>
		<p>【経営協議会の意見】 (原則2-1-2) 学長が就任時に140の国家機関、自治体、諸団体、諸企業等への訪問によるトップセールスを実施して意見交換を行ったとあるが、学長就任時に限らず、現在でも企業等へのトップセールスを実施しているのか。</p> <p>【意見への対応】 大学の様々な取組に関してご協力を賜るため、就任時に限らず、例えば経済同友会の会合等に、学長や理事が出向くことも継続して行っている。 現在は、西普天間への移転事業を完結させるために、県内だけではなく東京等に出向いて事業について説明をする機会も最大限設けている。</p>
		<p>【経営協議会の意見】 (補充原則2-1-2③) SDGsの取組について、「THE大学インパクトランキング2023」においてかなり良い結果が出ているということだが、それが大学運営や教学にどのような結果を及ぼしているのか教えていただきたい。</p> <p>【意見への対応】 多くの大学がエントリーしている中で、本学が頑張っており、第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果でもSDGsの達成に資する活動が優れた点として評価された。 SDGs推進室の中に分野ごとに4つのワーキンググループ（教育、研究、社会貢献、業務・ガバナンス）及びカーボンニュートラル推進チームを設置し、それぞれが充実した活動を行っている。また、新しい教育の方向性や地域貢献等を踏まえた教育等について、学部を越えた議論が起こっており、SDGsに関する他大学等との交流・連携も増えつつある。 学生の活動としては、エコロジカル・キャンパス学生委員会（通称：エコキャン）が、クリーンキャンパス活動でのゴミ拾いや、環境に配慮した学内施設を見学するキャンパスエコツアーの開催、学外でのビーチクリーン活動等、環境やSDGsに対して関心を高める取組を行っている。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		<p>【確認の方法】 令和5年8月25日に令和5年度における適合状況等について監事へ説明を行った。 監事からの意見及び意見への対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事の意見】 (全体意見) 本学においては、概ね国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に沿った取組がなされているものとする。 今後とも毎年度、取組の検証を行い、現状にとどまることなく、より充実したものとなるよう努めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 令和4年度の実施状況に対する監事意見への対応を含め、令和5年度における取組の検証、改善を実施しているところである。引き続き、国の施策、本学のビジョン等を踏まえて、毎年度、取組の自己点検・評価を行いつつ、教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮できるような取組を推進し、社会の要請に応えていきたい。</p> <p>【監事の意見】 (補充原則1-2②) IRについては、予算・人員の確保が課題となる所であり、昨年度においてはデータの種類と保有部課等の情報をまとめ、目標・戦略の策定等に活用する体制であったが、今年度はデータを一元的に収集・集約した「琉球大学データカタログ」を教職員向けに公開するなど、学内における共有・活用を図っている。体制の充実については引き続き検討を進めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 本学が有する各種データについては、データを一元的に収集・集約した「琉球大学データカタログ」を教職員向けに公開することで学内における共有・活用を図っているが、その一部のデータをBI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを使用して可視化する予定である。 大学評価IRマネジメントセンターの専任教員とセンター併任教員との協働により、自己点検・評価におけるデータに基づく検証及び改善の提言を行っているところではあるが、体制の充実についても引き続き検討を進めていきたい。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		<p>【監事の意見】 (補充原則1-3④) (補充原則1-3⑤) (補充原則1-3⑥) 第4期中期計画期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込むとともに本学のミッション、ビジョンを踏まえた中期的な財務計画を策定したところである。今後は当該計画を踏まえ、運営費交付金や外部資金の増、経費の抑制に努めるとともに、毎年度の決算及び予算編成において計画との照合、分析を行うなど中期的な視点で適切な取組みを行って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 策定した中期財務計画は、令和5年度学内当初予算額からスタートし、今後の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。よって、今後、令和5年度決算以降において、適宜検証を行い、第4期中期目標・中期計画期間における本学の目標を達成するための取組みにつなげられるような計画としていきたい。</p> <hr/> <p>【監事の意見】 (補充原則3-3-1②) 法人の長の選考過程、選考理由について、次回の選考に当たっては学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、公表内容のさらなる充実について検討を行って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 令和6年度の次期学長選考に向けて、令和5年度第2回学長選考・監察会議(令和5年9月14日開催)で学長選考にかかる検討課題の整理を開始した。 当該会議において、補充原則、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則第11条(結果等の公表に関する事項)及び前回選考時の公表内容を確認し、次期学長選考の際には同補充原則の趣旨に沿って公表内容の充実を検討することが了解された。</p> <hr/> <p>【監事の意見】 (補充原則3-3-1③) 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たり、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきであること、あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならないとされている。このことから、次回の法人の長の選考に当たっては、学長選考・監察会議において任期及び再任の可否等について適切な検討を行うとともにその理由についても公表を行って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 令和6年度の次期学長選考に向けて、令和5年度第2回学長選考・監察会議(令和5年9月14日開催)で学長選考にかかる検討課題の整理を開始した。 当該会議において、補充原則及び現在の公表内容を確認し、改めて現行の任期・再任規定が適切であるか検討するとともに、その後の設定理由の公表についても検討することが了解された。</p>
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<p>本学では、長期ビジョンとして次のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学 ・アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学を目指す <p>長期ビジョンの実現に向けて、国立大学法人法第30条及び第31条の規定に基づき、目標・戦略として中期目標・中期計画を掲げている。</p> <p>また、琉球大学の中期将来ビジョンを策定し、その実現に向けた110のアクションプランを掲げており、ビジョン及びアクションプランに沿った具体的な取組として、第4期中期目標・中期計画を包含した70の「ビジョン計画」を策定した。</p> <p>「ビジョン計画」に基づく年度計画の進捗管理を行うため、「国立大学法人琉球大学における年度計画に関する規程」を策定し、それに基づいた6年間の年度計画を目標及び戦略実現のための道筋としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・目標 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/ ・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・第4期中期目標期間における中期将来ビジョンの年度計画一覧 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/629c12cf49b4282e6fab59eeb3889823.pdf
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標を達成するための戦略の策定については、原則1-1で記載のとおり、「ビジョン計画」として戦略を策定している。</p> <p>その実行については、教育、研究、地域連携、国際連携などの分野ごとに中心となる組織（グローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構、国際戦略本部など）を設置しており、当該組織が各学部、研究科、センター等と連携して取組を実行・推進している。</p> <p>また、大学評価IRマネジメントセンターでは「中期将来ビジョン進捗管理システム」の運用による効率的な進捗管理への支援を行っており、琉球大学自己点検・評価会議では、これらのデータに基づく目標・戦略の進捗の検証や改善の取組を行っている。</p> <p>自己点検・評価の実施、成果の検証結果を業務実績等報告書として公表することで、教育研究等の更なる推進に努めており、本学では、この検証等に基づき、目標・戦略の具体的な方策である「ビジョン計画」に基づく年度計画の見直しを行い、改定した年度計画の公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・法人情報の公表（業務実績等報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#m

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>国立大学法人法、学校教育法などの関係法令によるほか、国立大学法人琉球大学組織規則及び同規則に基づき制定する各組織に関する規程等を整備し、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任を明確にすることで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>具体的には、法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営協議会を、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。また、両会議等の審議結果等を踏まえ、重要な事項を決定する役員会を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学組織規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000001.htm ・国立大学法人琉球大学経営協議会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000019.htm ・国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000020.htm ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000017.htm
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人琉球大学総合的な人事方針」及び「中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について」を策定し、適切な年齢構成の実現及び多様性の確保に努めている。</p> <p>また、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、若手・女性・外国人などの研究者を積極的に採用及び育成し、多様な発想や視点からの教育・研究活動の活性化を目指すことを本学の基本的な方針として掲げている。</p> <p>中期将来ビジョンでは、多様な人材が活躍できる環境整備やダイバーシティ推進の啓発に努めるビジョン計画を定めており、令和4年度末現在の女性管理職の割合は、25%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学総合的な人事方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/2df43835097e8fcdedbbda049705f572.pdf ・中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/07/1a44a9f0c94f0ef3ab0f9ac926490f70.pdf ・ダイバーシティ推進のための基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/diversity/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学では、第 4 期中期計画に係る 6 年間の収支計画等を策定しており、当該計画は、支出額及び運営費交付金・学納金・外部資金等を含めた収入額を見込んだ中期的な財務計画として位置付けている。</p> <p>また、上述の計画から更に踏み込んだ、同期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込む等、より詳細な財務計画を令和 4 年度末に策定し公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人琉球大学 第 4 期中期計画 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/c5d7014fe2f6d93e875286f2d92f7436.pdf ・ 国立大学法人琉球大学 中期財務計画 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/a478c6901553f364c7444cd451dea798-1.pdf
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学では、財務諸表 (学部・研究科のセグメント情報を含む)、決算報告書、事業報告書、統合報告書及び業務の実績に関する報告書等により、教育研究に係る資金の使用状況、活動状況等について公表を行っている。</p> <p>年度ごとに作成し、冊子や本学Webサイトにおいて公表している統合報告書では、本学の基本的な財務情報とともに、多様な発想・視点から教育研究活動の取り組み状況や成果などを分かりやすく取り上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等決算関係書類 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・ 琉大の刊行物 (統合報告書) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・ 業務の実績に関する報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学の草創期からの理念を生かし、社会の負託に応じて地域の高等教育機関としての重要な役割を継続的に果たしていけるよう、計画的、持続的に経営及び教学運営を担う人材の確保及び育成を行うことを目的に「国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針」を策定している。</p> <p>本方針に沿って、多様な経営等人材の確保と育成に努めており、副理事、学長補佐及びセンター長に任命している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>本学においては、関係規則等に基づき、5名の常勤理事・副学長、1名の非常勤理事、4名の副理事・副学長、6名の学長補佐を置いている。</p> <p>理事・副学長は、「企画・研究」、「教育・学生支援・国際交流」、「地域貢献・施設」、「病院・上原及び普天間キャンパス・キャンパス移転」、「総務・財務」をそれぞれ担当し、非常勤理事は、「特命事項」を担当している。</p> <p>副理事・副学長は、「評価・IR」、「地域連携」、「法務・コンプライアンス」「RX(琉大トランスフォーメーション)」をそれぞれ担当している。</p> <p>学長補佐は、「教育」、「研究」、「産学官連携」、「ダイバーシティ」、「ハラスメント防止」、「広報」をそれぞれ担当している。</p> <p>「国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について」において、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等を明確化しており、公式Webサイトにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人琉球大学の理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000006.htm 国立大学法人琉球大学副理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000003.htm 国立大学法人琉球大学学長補佐に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000011.htm 国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/60266619850fd46f95c8c8716d858a65.pdf
原則2-2-1 役員会の議事録		<p>役員会は、学長及び理事で組織しており、国立大学法人琉球大学役員会規程に定める審議事項について審議を行っている。</p> <p>また、国立大学法人琉球大学役員会運営細則に基づき、原則として毎週水曜日に開催しているほか、必要に応じて臨時の役員会を開催している。同細則に基づき、役員会の議事録として「役員会報」を作成し、本学公式Webサイトにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人琉球大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000017.htm 国立大学法人琉球大学役員会運営細則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000018.htm 役員会報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/executive_party/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>「国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成に関する基本方針」を策定し、外部の経験を有する人材を求める観点についても定めている。</p> <p>基本方針に基づき、令和 5 年度においては、5 名の常勤理事のうち他の教育研究機関での勤務経験を有する理事を 3 名置き、また、民間企業経営の経験を有する非常勤理事 1 名（女性）を置いている。これにより、多様な知見を大学経営に導入・活用することが可能となり、経営層の厚みの確保に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・役員及び役員会等の構成 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/588f2f9dd982c1f3e1350b0565f3ac7e.pdf
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>経営協議会委員は、国立大学法人琉球大学経営協議会規程の規定に基づき、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するものの中から任命することとしている。また、同規程により、委員の過半数は学外委員でなければならないとしており、学外委員については、「国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、選考を行っている。</p> <p>また、学外委員からの意見を得ることは、大学経営における貴重な機会であるため、効率的な会議運営においてより多くの意見が得られるように、「国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針」に基づき、経営協議会の運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyousenkou.pdf ・国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyouunei.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則第3条の規定により、選考基準を定めている。また、同規定に基づき、学長選考・監察会議において「国立大学法人琉球大学に求められる学長像」を制定し公表している。</p> <p>選考結果、選考過程及び選考理由については、国立大学法人琉球大学学長選考会議から公示の「国立大学法人琉球大学の次期学長予定者について」において、「国立大学法人琉球大学の学長予定者」及び「学長予定者の選考経過」として公表している。加えて、学長の任期と再任についての設定理由も本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm ・国立大学法人琉球大学に求められる学長像 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/08_3_President.pdf ・国立大学法人琉球大学の次期学長予定者 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/4ce9e9801a79a41a804457c937e4c34f.pdf ・学長予定者の選考経過 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/597c9bee943cc217dac296e12c3628b8.pdf
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第20条において、学長の任期を6年としており、学長は再任されることができないとしている。なお、学長の任期についての設定理由も公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm ・学長選考について（学長の任期について） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidentsselection/
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長を解任する手続きについては、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則において関連規定を設けている。</p> <p>第21条において学長選考・監察会議における職務執行状況の報告を求めることができ、第22条において、①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるとき、その他学長たるに適しないと認めるときには、学長の解任の審議を行うことができることとしている。また、第23条において解任の請求、第24条において弁明の機会、第25条において解任の是非の決定、第26条において文部科学大臣への申出に関する事項をそれぞれ規定し、法人の長の解任を申し出るための手続きを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人琉球大学学長選考会議規程第4条第3号の規定により、学長の業務執行状況の確認に関する事項を審議することとしている。また、国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況に関する申合せに基づき、年に1回、学長の任期途中の業務執行状況の確認を行い、確認の結果を公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況の確認結果について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/03/167227eb76366307d0e6f2e97765ac19.pdf ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/03/729eed3e7c6c1a2edd9d2d089e1df55.pdf
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>選任方法は、「国立大学法人琉球大学学長選考・監察会議規程」第2条「組織」で規定されている。</p> <p>第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国立大学法人琉球大学経営協議会規程第2条第1項第4号（学外委員）に規定する委員の中から、経営協議会において選出された者 8人</p> <p>(2) 国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第9号までに規定する評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 8人</p> <p>経営協議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、多様な分野における知見や経験、組織運営の実績、学長選考・監察会議の審議継続性の確保の観点により選出しており、上記規程のとおり8人の経営協議会学外委員を選出している。</p> <p>教育研究評議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、本学教育研究組織の分野のバランスを考慮するとともに、部局の長としての知見や調整能力の観点から各学部長を選出し、また、本法人の評価を担当し本法人の現状や課題等を広く理解する者として企画を担当する理事を選出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考・監察会議の委員の選任方法等 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/president_selection_meeting/
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>本学では、現在のところ大学総括理事は置いていない。</p>
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>本法人は、国立大学法人琉球大学内部統制規則第3条の規定により、内部統制の推進体制として最高責任者を学長とし、内部統制に係る重要事項は役員会の議を経て学長が決定することとしている。また、内部統制の推進に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者を置き、学長が指名する理事を持って充てている。</p> <p>国立大学法人琉球大学内部統制規則第10条の規定により、内部統制システムの取組について随時見直しを行い、その充実及び強化を図っていくものとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学内部統制規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000071.htm

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>本学では、多様な関係者からの理解を得るため、公式Webサイトにおいて、国立大学法人法、独立行政法人情報公開法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則、公文書等の管理に関する法律等に基づく情報公開を適切に行っている。また、公式Webサイトの「大学情報」では琉大のデータをはじめとする様々な情報を、「入試情報」では入学試験に関する情報を、「学生生活」では授業・カリキュラム、サークル活動に関する情報を、また、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」ではそれぞれ関連する情報を提供している。さらに、「お知らせ」においては、直近の教育・研究・社会貢献活動などに関するホットな情報の公表も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ ・お知らせ https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/ ・大学情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/ ・入試情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ ・学生生活 https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/ ・研究 https://www.u-ryukyu.ac.jp/research/ ・社会・地域連携 https://www.u-ryukyu.ac.jp/social/ ・国際交流・留学 https://www.u-ryukyu.ac.jp/international/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学公式Webサイトにおいて、「大学情報」、「学部・大学院等」、「入試情報」、「学生生活」、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」の7つのコンテンツをファーストビューに掲載し、それぞれに整理した情報の発信を行っている。</p> <p>また、「入学希望者へ」、「在学生・保護者へ」、「卒業生へ」、「企業・研究者へ」、「社会人・地域へ」のコンテンツを設け、それぞれのステークホルダー向けの情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ <p>さらに、本学公式Webサイトのほか、SNSや冊子による情報発信、入試広報としてオンラインオープンキャンパスサイトの開設も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式SNS X (旧Twitter) > https://twitter.com/univ_ryukyu Facebook > https://www.facebook.com/univ.ryukyu/ ・オンラインオープンキャンパス「RYUDAI@home」 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ryudaiathome/ ・琉大の刊行物（大学概要、ニュースレター、環境報告書、統合報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学では、基本的な目標として、「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」の育成を掲げている。学士課程教育及び大学院課程教育における人材育成の目的を達成するため、各学士教育プログラム及び各大学院教育プログラムで学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め学生が大学で身に付けることができる能力と根拠を公表している。</p> <p>また、学生が本学で身に付けた能力に対する学生調査の結果や卒業生の進路状況についても、本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程のディプロマ・ポリシー（DP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/diploma/ ・ 学士課程のカリキュラム・ポリシー（CP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/curriculum/ ・ 大学院課程のディプロマ・ポリシー（DP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_diplomapolicy/ ・ 大学院課程のカリキュラム・ポリシー（CP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_curriculumpolicy/ ・ 学生調査の結果 http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/educational_material ・ 卒業生の進路状況 https://career.lab.u-ryukyu.ac.jp/about/career.php
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>(1) 組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 (組織) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/organization/ (業務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (財務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>(2) 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 (評価) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (監査) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>■ 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/byointyo/</p> <p>■ 医療法施行規則第15条の4第2項に規定する情報等 http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/information/publicinformation.html</p>